

令和5年度

神戸市立須磨北中学校部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

須磨北中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動のあり方

神戸市立中学校部活動ガイドライン（H30年5月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員（外部人材）を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

① 活動計画・実施報告書の作成

須磨北中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正をおこなう。

② 活動時間および日数について

（1）部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。

（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）平日の休養日は、原則水曜日を設定する。

（2）長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（3）1日の活動時間は、平日では長くとも2時間、休業日では長くとも3時間とする。ただし、公式・練習試合の場合は延長することもあるが、生徒の過度の負担にならないように配慮し計画的に実施する。

- ③ 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- ④ 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。対外試合等による校外への移動については公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用し、顧問教員または部活動指導員の引率を厳守する。

5 本年度の部活動

① 本年度設置する部活動について

運動部：野球部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、卓球部、男子バスケットボール部（3年生引退まで）
文化部：吹奏楽部、美術部、太鼓部（3年生引退まで）

② 神戸市立中学校拠点校制度

本校にない以下の部活動において、原則として昨年度参加者と新1年生が小学校時に1年以上継続して経験してきた生徒を対象として、この制度を活用することができる。

- 1. 柔道 2. 剣道 3. 体操 4. 相撲 5. バドミントン 6. 陸上
- 7. 水泳 8. 硬式テニス 8. バスケットボール（男子は3年生引退後）

※「神戸市立中学校拠点校リーフレット」を参考にする

③ 年間完全下校時刻

- 年間を通じて17：00とする。
ただし、行事や天候等の理由で、活動時間を変更する場合がある。

④ テスト期間中の部活動

- 定期考査一週間前より、原則として部活動は中止とする。

⑤ 部活動の服装

- 活動時の服装は、顧問の指示により標準服、体育時の服装、またはユニホームで活動する。
- 休日の活動の登下校、平日の活動後の下校時はそれぞれの部活の服装でもよい。
- 試合等で郊外に出る場合は、顧問の指示により、ユニホーム、練習着、体操服での移動を認める。

⑥ その他

- 校外に出る場合は、校区内集合解散を原則としますが、公的交通機関を利用する場合は、地下鉄名谷駅・妙法寺駅集合解散になる場合もある。
- 部費の徴収はしない。部活動で使用するための個人持ちの道具やユニホームを購入する場合はプリントで知らせる。
- スポーツドリンクの飲用は、年間を通じて認めている。ただし、ペットボトルなどの容器は各自で自宅に持ち帰る。